

西新宿地区再整備推進検討会 設置要綱

(名称)

第1条 本検討会の名称は、「西新宿地区再整備推進検討会」(以下「検討会」という。)とする。

(目的)

第2条 検討会は、西新宿地区再整備方針(令和5年3月)の実現に向けて、西新宿地区再整備ガイドライン(令和7年1月)で示した取組を踏まえ、各個別事業や周辺まちづくりの進捗状況を共有するとともに、検討を深度化し、事業の推進を図ることを目的とする。

(検討範囲)

第3条 検討会の検討範囲は、西新宿地区及び西新宿地区に関連する地域とする。

(検討事項)

第4条 検討会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について検討する。

(1) 都市機能

多様な機能の交流・融合を促進する機会や場の充実による新たな付加価値の創出

(2) 都市空間

西新宿グランドモールを骨格軸としたウォークアブルな都市空間の構築

(3) 環境・防災

次世代都市インフラの創出による環境にやさしく強靱なまちの実現

(4) デジタル

デジタルの力で質の高いサービスを提供するスマートシティの実現

(5) まちの運営

持続的発展と価値向上につながるエリアマネジメントの実現

(6) その他、検討会の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第5条 検討会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

(会長及び副会長)

第6条 検討会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、検討会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会長は、必要に応じて委員を招集し、会議を主宰する。

2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

3 会議は非公開とする。

4 会議資料及び議事録は、個人に関する情報又は法人その他の団体に関する情報などを除き、原

則公開とする。ただし、会長が必要と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

- 5 会長は、必要に応じて、検討事項の内容を記載した書面を各委員へ送付し、意見を聴くことで、検討会の会議に代えることができる。

(検討体制)

第8条 会長は、検討会を円滑に運営するため、必要に応じて各個別事業を検討するワーキングや連絡会等を置くことができる。

。

(事務局)

第9条 検討会の事務局は、東京都都市整備局都市基盤部街路計画課及び都市づくり政策部開発企画課並びに新宿区新宿駅周辺整備担当部新宿駅周辺基盤整備担当課及び新宿駅周辺まちづくり担当課とする。

(守秘義務)

第10条 検討会等の委員及びその他出席者は、討議により知り得た個人に関する情報又は法人その他の団体に関する情報などについては、この検討会等の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

- 2 前項の重要事実については、その公表があるまでの間、検討会等の委員及びその他出席者はその情報を開示してはならない。

(補則)

第11条 この要綱に変更の必要が生じたときは、検討会の了承を経て改正する。

- 2 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が別途定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年5月23日から施行する。
- 2 委員の委嘱のための手続及びその他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

別表1 検討会委員

職	所属・役職等
会長	政策研究大学院大学 客員教授 岸井隆幸
副会長	東京理科大学 創域理工学部建築学科 教授 伊藤香織
委員	東京都 都市整備局 先端技術調整担当部長
〃	東京都 都市整備局 まちづくり調整担当部長
〃	東京都 都市整備局 都市基盤部長
〃	東京都 都市整備局 交通政策担当部長
〃	東京都 建設局 企画担当部長
〃	東京都 デジタルサービス局 つながる東京整備担当部長
〃	東京都 デジタルサービス局 スマートシティ推進担当部長
〃	新宿区 みどり土木部長
〃	新宿区 都市計画部 新宿駅周辺整備担当部長
〃	一般社団法人 新宿副都心エリア環境改善委員会 技術担当理事
オブザーバー	国土交通省 都市局 都市計画課 都市計画調査室長
〃	国土交通省 都市局 街路交通施設課 街路事業調整官
〃	警視庁 交通部 交通規制課 都市交通管理室長
〃	東京都 財務局 建築保全部長
〃	東京都 財務局 庁舎運営担当部長
〃	東京都 建設局 道路管理部長
〃	東京都 建設局 道路保全担当部長
〃	東京都 交通局 バス事業経営改善担当部長
(事務局)	東京都 都市整備局 都市づくり政策部 開発企画課 東京都 都市整備局 都市基盤部 街路計画課 新宿区 新宿駅周辺整備担当部 新宿駅周辺基盤整備担当課 新宿区 新宿駅周辺整備担当部 新宿駅周辺まちづくり担当課